

令和元年5月10日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款（平成30年11月版）	新貸渡約款（令和元年5月版）
I Cカード	第15条	<p>当社は、会員等及び登録運転者ごとに、カリテコの利用に必要なI Cカードを発行し、会員等による実費相当額の支払いを以って会員等及び登録運転者に貸与します。</p> <p>2. 会員等及び登録運転者は、当社が特に認めた場合、会員等及び登録運転者が所持する株式会社エムアイシー発行のmanaca、TOICA、ayuca等を前項に定めるI Cカードとして利用することができます。その場合、会員等及び登録運転者が所持するI Cカードの情報を当社所定のシステムに登録する必要がある、会員等及び登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うこととします。</p>	<p>当社は、会員等及び登録運転者ごとに、カリテコの利用に必要なI Cカードを発行し、会員等による実費相当額の支払いを以って会員等及び登録運転者に貸与します。</p> <p>2. 会員等及び登録運転者は、当社が特に認めた場合、会員等及び登録運転者が所持する株式会社エムアイシー発行のmanaca、TOICA、ayuca、Suica等を前項に定めるI Cカードとして利用することができます。その場合、会員等及び登録運転者が所持するI Cカードの情報を当社所定のシステムに登録する必要がある、会員等及び登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うこととします。</p>
個人情報の取り扱い	第32条	<p>当社は、会員等から取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びにその他関係する規範を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取扱うことを表明します。</p>	<p>当社は、会員等から取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びにその他関係する規範を遵守し、当社のプライバシーポリシーに則り、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取扱うことを表明します。</p>